

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る  
評価基準への適合性審査申請要領

—— 平成 17 年 10 月 ——

兵	庫	県
神	戸	市
姫	路	市
尼	崎	市
西	宮	市

# 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度について

## 1. 評価制度の概要

この評価制度の趣旨は、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、一定の基準を満たした処理業者を明らかにするとともに、優良化を目指す処理業者の取組に具体的な目標を与えることなどにあります。

具体的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）に**①遵法性、②情報公開性、③環境保全への取組**の3つの項目からなる産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準（以下「評価基準」という。）を設定し、この評価基準に適合する処理業者に対して、都道府県知事又は保健所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が、次のことを行う制度（以下「評価制度」という。）です。

- (1) 処理業の更新許可、変更許可又は新規許可（他府県等で5年以上の事業実績がある場合）の際に提出する申請書類の一部について省略することができる。（※注参照）
- (2) 更新許可等の申請時において評価基準への適合を確認した旨を許可証に記載することにより、他の都道府県等における審査の際や、排出事業者等の第三者にその旨を提示できるようにする。

※注 この制度は、処理業の更新許可等に先立ち、評価基準適合性の審査を行うことを前提にしていますが、兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）では、更新許可等申請時に併せて評価基準適合性の申請を受付けますので、許可申請に係る添付書類の一部を省略することとはしておりません。

《参 考》

### 評価基準の内容（規則第9条の2第3項各号・規則第10条の4第3項各号等関係）

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、浄化槽法等に基づく不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当せず、申請の際直前の5年以上にわたり当該許可申請の区分（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の区分）と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていること。
- ② 申請の際直前の5年以上にわたり、次に掲げるすべての項目をインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。
  - ・会社情報
  - ・許可の内容
  - ・施設及び処理の状況
  - ・財務諸表
  - ・料金の提示方法
  - ・組織体制
  - ・地域融和
- ③ 事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。

## 2. 評価制度の留意事項

- (1) この評価基準は、すべての処理業者が満たすべき義務的なものではなく、基準適合性の審査を受けるか否かは処理業者の任意であり、基準に適合しているか否かが処理業を営む上で制度的な制約条件となるものではありません。  
また、あくまでも評価基準への適合性を評価するものであり、処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを兵庫県（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市）が保証するものではありません。
- (2) 当県（市）においては、評価基準に適合する処理業者をリスト化してホームページで広く一般に公表します。逆に申請時点で既に基準に適合していなかったことが事後的に明らかになった場合（虚偽の申請等）にも同様にその旨を公表するとともに許可証の評価基準適合性についての記載の修正を行います。
- (3) 情報公開の基準においては、排出事業者が産業廃棄物処理業者の優良性を判断するための情報が公開されているかが評価基準となっており、その内容の良否（例えば、財務状況等の実態）を評価するものではありません。
- (4) 排出事業者は、評価基準適合業者を選択し、公開されている情報をもとに、自らの判断で処理業者を選定することとなります。

### 3. 評価基準適合に係る審査の手順

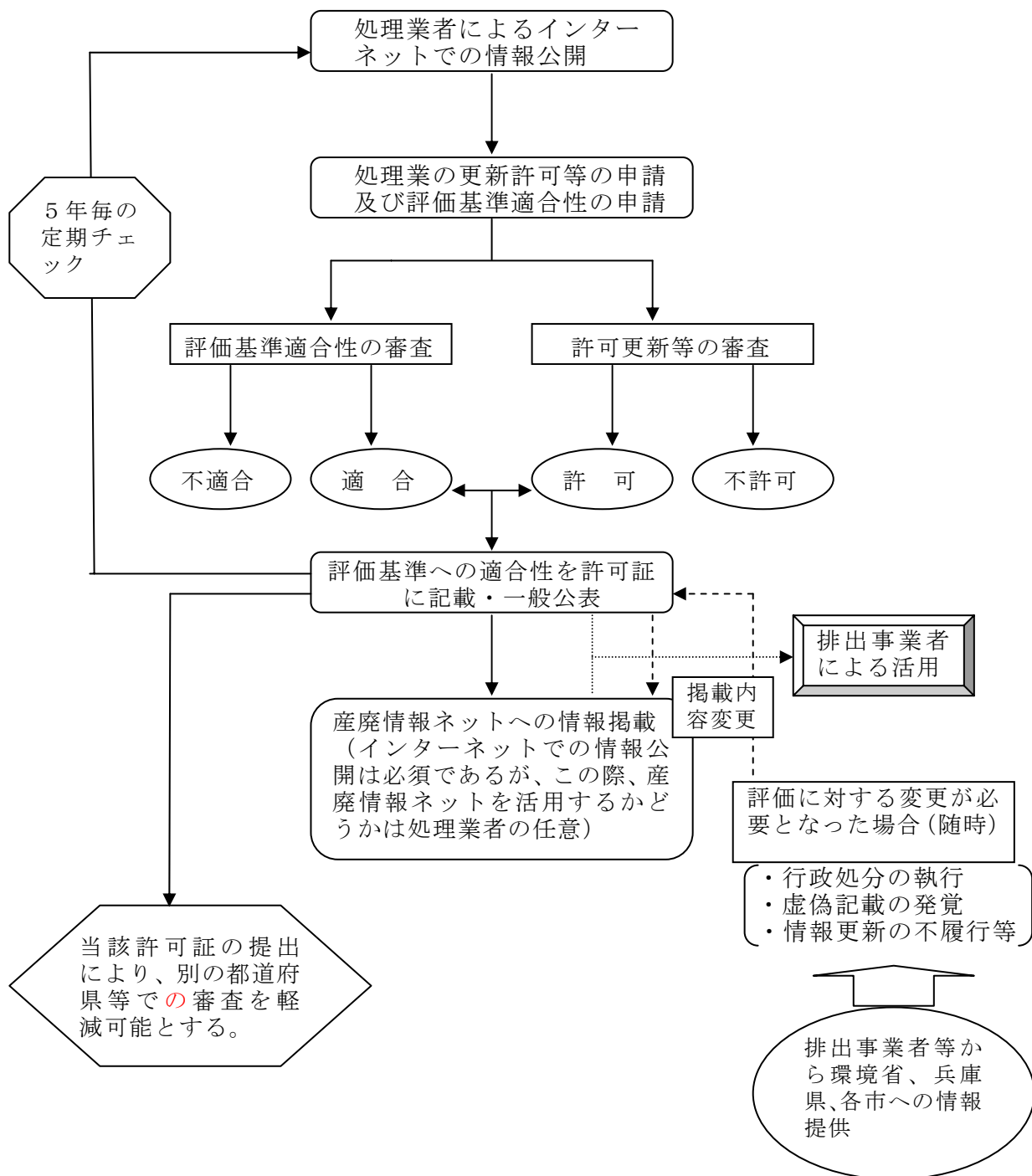
評価基準適合に係る審査の具体的な手順としては、次のようになります。

- (1) 産業廃棄物処理業の新規（他府県等で5年以上の事業実績がある場合）、更新又は変更許可申請提出時に、申請者の申し出に応じて、評価基準への適合性について審査を行います。この際、申請者は、
  - ① 法、浄化槽法又は法施行令（以下「令」という。）第4条の6に規定する環境保全本法の規定による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しない旨の自己申告書
  - ② 情報公開を行っているインターネット画面の該当箇所を印刷したもの又はその電子情報（最新並びに公開開始時点のもの及び主要な更新履歴（日付が明示されたもの））
  - ③ 環境大臣が定める環境マネジメントシステム認証制度の認定証
  - ④ 他の都道府県の審査で既に評価基準に適合している場合は、その旨を記載してある許可証の写し  
（この場合、他の都道府県等で確認が行われた日付以降の情報に限って必要な書類の提出が必要です。）など、自らが評価基準に適合していることを示す資料を提出します。
- (2) 評価基準適合の審査と許可基準適合の審査とは別のものであるため、次のこともあり得ることとなります。
  - ① 評価基準適合の審査（上記の資料及び必要に応じインターネットで確認）において、不適合であった場合であっても、処理業の更新許可等が不許可となるわけではありません。（この場合、更新許可等の基準に適合していれば、許可となりますが、許可証に評価基準に適合している旨の記載はありません。）
  - ② 評価基準に適合していても、許可基準に適合しなければ不許可となります。（例えば、過去3年間の財務諸表が公開されていれば評価基準には適合となりますが、財務諸表の内容審査の結果、経理的基礎がないと判断されれば更新許可等については不許可となります。）
- (3) 従って、評価基準に適合し、かつ許可基準にも適合した申請者に対してのみ、交付する許可証に、更新許可等の申請の日付とその時点で評価基準への適合を確認した旨の記載がなされます。これにより、評価基準適合業者は、許可証を排出事業者等に提示し、評価基準への適合が認められたことを明らかにすることができます。

(4) さらに、排出事業者が評価基準適合業者の情報を活用できるよう、評価基準適合業者の名称や公開情報が閲覧できるホームページのアドレスをリスト化して公表します。

評価基準適合後に、都道府県知事等により不利益処分がなされる等、評価基準への不適合が明らかになった場合や、処理業者自らが評価基準を満たさなくなったことを申し出た場合には、当該処理業者が依然として評価基準に適合していると誤解されることを防ぐため、公表リストから削除します。

【全体スキーム】



## 4. 評価基準の概要

(詳細については、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の解説」平成17年4月1日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課編を参照してください。)  
(<http://www.env.go.jp/recycle/report/h17-01.pdf>)

### 1 遵法性

法、浄化槽法又は令第4条の6に規定する法令（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）の規定による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者（注）に該当せず、申請の際直前の5年以上にわたり当該許可申請の区分と同じ区分の許可を受けて産業廃棄物処理業を的確に行っていること。

（注）不利益処分を受けた者が法人である場合においては、不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知（聴聞の通知）があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、不利益処分のあった日から5年を経過しないものを含む。

#### 【備考】

- (1) ここで「不利益処分」とは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいいます。このため、事業許可の取消し処分以外で、これらの法令の規定による改善命令、措置命令、事業停止命令等がこれに該当します。
- (2) 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
- (3) 「不利益処分を受けていない者」とは、申請を行う都道府県等において不利益処分を受けていないのみならず、すべての都道府県等において不利益処分を受けていないことが要求されます。

## 2 情報公開

申請の際直前の5年以上にわたり、以下の「1 会社情報」から「11 地域融和」までのすべての項目をインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

### 【備考】

- (1) 「インターネット上での公開」は、自社単独のホームページ、あるいは団体、協会等が提供する他の処理業者と共同掲載の情報開示用サイトのどちらで行っても差し支えありません。ただし、排出事業者が簡単に各項目の閲覧をできるように努めてください。
- (2) **パンフレットや広報誌などインターネット以外の媒体による情報公開は基準適合とは認められません。**
- (3) 基準適合と判断されるために必要な情報公開の期間は、原則5年以上としていますが、経過措置として制度発足から一定期間は、その短縮を認めています。インターネット上での情報公開は、公開が必要とされるすべての項目について一定期間継続して行い、情報の更新を基準に従って行って初めて基準適合と認められることとなります。

許可の申請がされた日	基準適合に要する情報公開の期間
平成17年4月1日～平成18年9月30日の間	6ヶ月
平成18年10月1日～平成23年3月31日の間	平成18年4月1日から 許可の申請がされた日までの間
平成23年4月1日以降	5年

- (4) 対象となる公開情報は、審査を申請する都道府県等の区域内で行っている事業に係るものだけでなく、他の都道府県等で行っている事業も含め、当該処理業者が行っている許可申請の区分（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4区分）に係る事業全体に係る情報を指し、例えば、産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請時での評価基準適合性の審査においては、当該処理業者が国内で行っている産業廃棄物収集運搬業全体に係る情報が対象となります。

## **情報公開基準項目**

### **(1) 会社情報（情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用）**

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号ニに規定する役員（申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者を含む。）の氏名及び就任年月日
- ・申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業（他の都道府県等において、当該許可申請の区分と同一の区分の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る事業を含む。以下の評価基準項目においても同じ。）の内容（法人の名称、資本金若しくは出資金又は事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。）
- ・申請者が個人である場合には、事業の内容（その内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。）

### **(2) 許可の内容（情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用）**

- ・事業計画（他の都道府県等において、当該許可申請の区分と同一の区分の産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る事業に関する事業計画を含む。）の概要
- ・産業廃棄物処理業の許可証の記載事項

### **(3) 施設及び処理の状況（情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用）**

- ・収集運搬業者については、事業の用に供する施設の種類の、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要
- ・処分業者については、事業の用に供する施設の種類の、当該施設において処理する産業廃棄物の種類、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要

### **(4) 事業場の処理工程図（情報の更新は変更の都度、処分業者のみ適用）**

### **(5) 最終処分までの処理行程（情報の更新は変更の都度、処分業者のみ適用）**

産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（処理を委託する場合は、委託した処理の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含む。）

### **(6) 処理の実績（収集運搬業者にも処分業者にも適用）**



- ・直前1年間の産業廃棄物の種類ごとの処理の実績
  - －収集運搬業者については、各月の受入量及び運搬方法ごとの運搬量
  - －処分業者については、各月の受入量、処分方法ごとの処分量、並びに中間処理後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量
- ・情報の更新は、6月ごとに1回とします。情報の公開開始又は更新に当たっては、情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月以前1年間分の情報を掲載するものとします。

#### **(7) 処理施設の維持管理に関する記録**

(令7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設を設置している処分業者のみに適用)

- ・令7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設(焼却施設、PCB処理施設及び最終処分場、他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあつては、当該許可に係る事業の用に供するものを含む。)を設置している場合には、直前1年間の法第15条の2の3において準用する第8条の4の規定による記録
- ・ただし、上記の記録事項のうち、すべての対象施設における処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量、並びに焼却施設等における燃焼ガス温度や一酸化炭素濃度の連続測定記録は情報公開対象から除く。
- ・情報の更新は、6月ごとに1回とします。情報の公開開始又は更新に当たっては、情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月以前1年間分の情報を掲載するものとします。

#### **(8) 財務諸表(情報の更新は1年毎に1回、法人である収集運搬業者及び処分業者のみ適用)**

- ・直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

#### **(9) 料金の提示方法(情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用)**

- ・事業者がその産業廃棄物の処理を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法

#### **(10) 組織体制**

- ① **社内組織**(情報の更新は変更の都度(ただし、人員配置の変更については1年ごとに1回)、収集運搬業者にも処分業者にも適用)
  - ・業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図
- ② **環境保全技術に関する資格取得状況**(情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用)
  - ・産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数

環境関連資格一覧

資	格	名
公害防止管理者		廃棄物処理施設技術管理者
技術士		特別管理産業廃棄物管理責任者
環境計量士		衛生管理者

③ 産業廃棄物関係講習会の受講状況（情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用）

- ・産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数（講習会の名称及び実施者並びに修了日ごとに算出するものとし、修了番号を付与する講習会を修了した場合は、付与された修了番号を記載するものとする。）

環境関連資格一覧

講習会名	実施者
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）	(財)日本産業廃棄物処理振興センター
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）	(財)日本産業廃棄物処理振興センター
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	(財)日本産業廃棄物処理振興センター
産業廃棄物処理業経営塾	(財)産業廃棄物処理事業振興財団
産業廃棄物処理実務研修	(財)日本産業廃棄物処理振興センター (社)全国産業廃棄物連合会
廃棄物処理施設技術管理者講習 【基礎・管理課程】【管理課程】 【再履修課程】【専攻課程】	(財)日本環境衛生センター
産業廃棄物適正処理推進講習	(財)日本環境衛生センター

(11) 地域融和（情報の更新は変更の都度、収集運搬業者にも処分業者にも適用）

事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）

### 3 環境保全への取組

#### 【評価基準】

事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること

#### 【備考】

- (1) 環境保全への取組内容を更新許可時等に逐一審査することは困難ですので、本基準においては、環境マネジメントに係る標準的な規格等への適合性に関する既存の認証制度を活用して判断することとしています。ここで、「事業活動に係る環境配慮の体制及び手続に係る標準的な規格等」としては、ISO14001 規格、環境省のエコアクション21 ガイドライン及びこれと相互認証された規格等が該当します。
- (2) 「環境大臣が定める認証制度」としては、当面以下のものを環境大臣告示において定める予定ですが、今後、環境省が適当と認めたものについては、随時追加していくこととしています。
  - ・財団法人日本適合性認定協会その他の審査登録機関がISO14001 規格に適合するものとして行った認証
  - ・財団法人地球環境戦略研究機関がエコアクション21 ガイドラインに適合するものとして行った認証（エコアクション21 ガイドラインと相互認証された規格等に基づく認証を含む。）
- (3) 処理業者が複数の事業場等を有する場合、必ずしもすべての事業場等について認証を取得している必要はありません。
- (4) 本基準については、現在のところ、中小・零細企業が過重な負担なく取得できる環境マネジメントシステムの認証制度が十分普及しているとはいえない状態にあることから、その適用は、平成18年10月1日からとしています。したがって、この日以降に評価制度に基づく審査を受けようとする者は、本基準への適合が必要となりますので、それぞれの認証等の取得に要する期間やスケジュールを早めに確認し、十分な時間的余裕を持って取得できるよう計画的に準備を進める必要があります。

# 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準の概要

項目	評価の目的・着眼点	評価項目	評価基準の概要	評価基準の適用		評価基準の更新頻度
				収集運搬	処分	
遵法性	●一定以上の時間にわたり行政処分を受けずに処理業を営んでいるなど遵法性に優れた業者であるか。		直近の過去5年間連続して該当する産業廃棄物処理業を営んでおり、その間に産業廃棄物処理法（その他環境関係法令）に基づく命令等の不利益処分を受けていない	○	○	—
情報公開	情報公開項目については、下記の項目をインターネットで公開していること（情報が公開されていれば基準適合とし、例えば、処理行程が適切か、経営状態が適切かといった内容の判断は行わない。）					
	●正しく登記され、適正に事業活動を行っている会社か。 ●代表者や役員に欠格要件に該当する者がいないか。	会社概要	法人の名称、住所及び代表者の氏名	○	○	変更の都度
			法人の場合：役員の氏名及び役員就任日	○	○	〃
			会社の履歴（設立日、資本金、会社名や事業内容の変遷等）	○	○	〃
	●有効期限内に必要な許可を受けているか。 ●どのような種類の産業廃棄物の処理を委託できるか。	許可内容	事業範囲（取扱い産業廃棄物の種類明細、事業区域等）及び事業計画の概要	○	○	〃
			許可証の記載内容	○	○	〃
	●処理委託しようとする産業廃棄物の種類や量を適正に処理するために必要な施設を有しているか。 ●外部委託も含め最終処分までの処理行程が明確になっているか ●施設能力を超える量の処理を受託しているおそれはないか。 ●施設を適正に維持管理しており、環境保全上問題が生じていないか。	施設及び処理の状況	事業の用に供する施設の種類の種類、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要	○	—	〃
			事業の用に供する施設の種類の種類、当該施設において処理する産業廃棄物の種類、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要	—	○	〃
			事業場全体の処理工程の概略図	—	○	〃
			産業廃棄物の種類ごとの最終処分までの処理行程（外部委託も含む。）	—	○	〃
			直前1年間の産業廃棄物の種類毎の処理実績	○	○	
			各月の受入量及び運搬方法ごとの運搬量	○	—	6月ごと
			各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに中間処理後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量	—	○	6月ごと
			過去1年間分の処理施設の維持管理に関する記録（産業廃棄物処理法で維持管理に関する記録及び閲覧が義務づけられている産業廃棄物処理施設（焼却施設、廃PCB処理施設、最終処分場）に限る。）	—	○	6月ごと
	●健全で持続可能な財務状態を維持しているか。	経営財務	過去3年間分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）	○	○	毎年
	●排出事業者への料金の提示方法が合理的なものとなっているか。	料金	料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法	○	○	変更の都度
	●社内の業務管理体制が確立しているか。 ●産業廃棄物処理施設の管理体制が確立しているか。 ●環境保全への人的対処能力が備わっているか。 ●産業廃棄物処理や環境保全に関する教育や意識・技術レベルの向上に熱心に取り組んでいるか。	組織体制	社内組織図（職務分掌の概要、人員体制等）	○	○	〃
			技術管理者の氏名（許可施設の設置者に限る。）	—	○	〃
			取得した環境関係資格の資格名称及び取得人数	○	○	〃
			受講した産業廃棄物関係講習会の講習会名称・主催者・時期、及び講習会ごとの修了者数並びに修了番号	○	○	〃
●地域社会との良好な関係の構築に努力しているか。	地域融和	利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度 地域社会における環境保全活動への参画の実績	○	○	〃	

環境保全への取組み	<p>●客観的な規格やプログラムに基づき環境負荷低減等のための積極的な取組みを行っているか。</p>	<p>ISO14001規格、エコアクション21（相互認証された他の環境活動評価プログラムを含む。）など一定の環境マネジメントシステムに係る第三者認証又は地方公共団体の認定のいずれかを取得している。</p> <p>（※ 当該基準は、平成18年10月1日から適用する。）</p>	○	○	—
-----------	--	---	---	---	---

## 評価基準適合に係る審査の申請に必要な書類

- 1 審査申出書（様式1）
- 2 法、浄化槽法又は法施行令（以下「令」という。）第4条の6に規定する環境保全法令の規定による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しない旨の自己申告書（様式2）
- 3 申請の際、直前5年以上にわたり、当該許可を受けて産業廃棄物処理業を行っていることを証する書類（許可証の写し等）
- 4 情報公開を行っている事項およびその事項があるインターネット上のアドレスを記載した書類（様式3）
- 5 情報公開を行っているインターネット画面の該当箇所を印刷したもの又はその電子情報（最新並びに公開開始時点のもの及び更新履歴（日付が明示されたもの））
- 6 環境大臣が定める環境マネジメントシステム認証制度の認定証の写し  
（平成18年9月30日までに申請の場合は不要）
- 7 他の都道府県の審査で既に評価基準に適合している場合は、その旨を記載してある許可証の写し（この場合、他の都道府県等で確認が行われた日付以降の情報に限って必要な書類の提出が必要です。）

## 評価基準適合に係る審査の申請書の提出時期及び提出先等

- (1) 提出時期 新規許可、更新許可又は変更許可申請時  
 (2) 提出部数 2部  
 (3) 提出先 所轄の県民局環境課又は政令市産業廃棄物担当課

受付担当課(住所／電話番号)	管轄区域(平成17年9月30日現在)
阪神南県民局環境課 Tel06(6481)7641 〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8	芦屋市
阪神北県民局環境課 Tel0797(83)3101 〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
東播磨県民局環境課 Tel0794(21)1101 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	明石市、加古川市、高砂市、加古郡
北播磨県民局環境課 Tel0795(42)5111 〒673-1431 加東郡社町社字西柿1075-2	西脇市、三木市、小野市、加西市、美嚙郡、加東郡、多可郡
中播磨県民局環境課 Tel0792(81)3001 〒670-0947 姫路市北条1-98	飾磨郡、神崎郡
西播磨県民局環境課 Tel0791(58)2100 〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25	相生市、龍野市、赤穂市、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟市、宍粟郡
但馬県民局環境課 Tel0796(23)1001 〒668-0025 豊岡市幸町7-11	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
丹波県民局環境課 Tel0795(72)0500 〒669-3309 氷上郡柏原町柏原688	篠山市、丹波市
淡路県民局環境課 Tel0799(22)3541 〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	洲本市、淡路市、南あわじ市、津名郡
神戸市環境局事業系ごみ対策課 Tel078(331)8181 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1	神戸市
姫路市環境局環境美化部産業廃棄物対策課 Tel0792(21)2405 〒670-8501 姫路市安田4丁目1番地	姫路市
尼崎市美化環境局環境対策部産業廃棄物対策担当 Tel06(6489)6310 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1	尼崎市
西宮市環境局環境緑化部産業廃棄物対策課 Tel0798(35)3277 〒662-0855 西宮市江上町3番40号	西宮市

(様式1)

平成 年 月 日

様

住所（所在地）

名称（氏名）

代表者名

連絡先

## 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る 評価基準への適合性審査申請書

下記の産業廃棄物処理業の更新（変更、新規）許可申請にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則第9条の2第3項（第10条の4第3項）に掲げる基準との適合性について、審査していただきますよう申請します。

### 記

#### 1 更新（若しくは変更、新規）許可申請する内容

- (1) 許可の種類
- (2) 許可年月日
- (3) 許可期限
- (4) 許可番号

#### 2 添付書類

- (1) 法、浄化槽法又は法施行令第4条の6に規定する環境保全法令の規定による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しない旨の自己申告書
- (2) 申請の際、直前5年以上にわたり、当該許可を受けて産業廃棄物処理業を行っていることを証する書類
- (3) 情報公開を行っている事項およびその事項があるインターネット上のアドレスを記載した書類
- (4) 情報公開を行っているインターネット画面の該当箇所を印刷したもの又はその電子情報（最新並びに公開開始時点のもの及び更新履歴（日付が明示されたもの））
- (5) 環境大臣が定める環境マネジメントシステム認証制度の認定証の写し
- (6) 他の都道府県の審査で既に評価基準に適合している場合は、その旨を記載してある許可証の写し

以上



(様式2)

平成 年 月 日

## 自 己 申 告 書

様

住所（所在地）

名称（氏名）

代表者名

このたびの廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則第9条の2第3項（第10条の4第3項）の基準適合性審査に係る申出にあたり、次の事項のとおり相違ないことを申告します。

### 記

- 1 申告者及びその役員は、浄化槽法又は法施行令第4条の6に規定する法令（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）の規定による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当していません。
- 2 また、不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知（聴聞の通知）があった日前60日以内に役員であった者で、不利益処分のあった日から5年を経過しないものも含まれていません。（法人の場合のみ）
- 3 申告の直前の5年以上にわたり、現在の許可区分と同じ産業廃棄物処理業を的確に行っています。

以上